

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

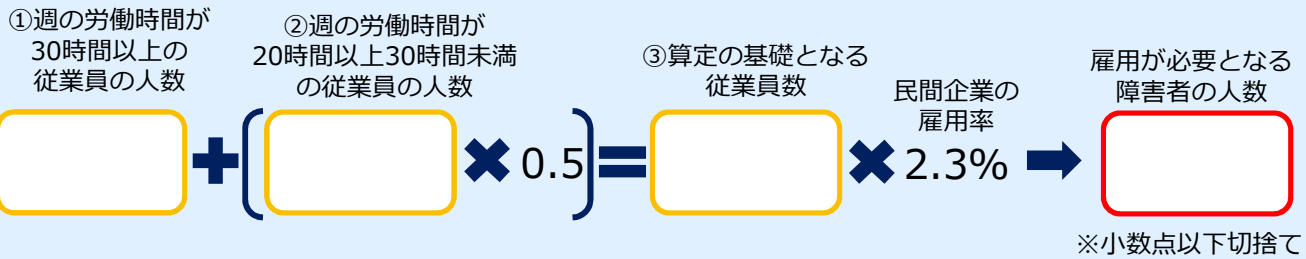
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>



従業員43.5人以上の事業主は、障害者を雇用する義務が発生します。

あなたの会社は？ 確認してみましょう



例1：①30時間以上の従業員40人、②20時間以上30時間未満の従業員7人の場合
 $40人 + (7人 \times 0.5) = 43.5$
 $43.5 \times 2.3\% \rightarrow 1.0005 \approx 1 \rightarrow 1人障害者雇用が必要となります。$

例2：①30時間以上の従業員80人、②20時間以上30時間未満の従業員11人の場合
 $80人 + (11人 \times 0.5) = 85.5$
 $85.5 \times 2.3\% \rightarrow 1.9665 \approx 1 \rightarrow 1人障害者雇用が必要となります。$



障害者雇用のための支援や助成金の制度があります

職場実習

障害者を雇用したことがない事業主等に対して、障害者の職場実習の受け入れを推進しています。職場実習により、障害者本人と事業主との相互理解を深められ、ミスマッチを防ぐことができます。

トライアル雇用

ハローワークの紹介により、障害者を試行的・段階的に雇い入れることができます（トライアル雇用）。事業主に対しては、トライアル雇用助成金が支給されます。

チーム支援

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などがチームを結成し、就職前から職場定着まで一貫した支援を実施します。

特定求職者雇用開発助成金

障害者を、ハローワークの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。

注：助成金については、支給要件があります。

詳細やご不明な点は、職業対策課・ハローワークにお尋ねください！！



厚生労働省 宮崎労働局職業対策課・ハローワーク